

元の生活を返せ訴訟 第29回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第29回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第29回口頭弁論：5月30日（水）13：30から

同時開催：第29回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2018年5月30日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義について

- 1 今年4月に合議体の裁判官3名のうち裁判長と左陪席裁判官が交代しました。この新しい裁判官に対して、現在佳境に入っている訴訟の状況を正確に理解してもらうために、今回の期日では更新弁論として原告の請求内容について詳細な陳述を行います。
- 2 さらに、損害論については、集大成ともいえるべき総論の準備書面を今回提出しました。これまでの主張内容を整理して再構成を行い、被害の実相を踏まえた分かりやすいものです。
また、損害の各論については、次回7月の期日に全て提出する予定ですが、今回の期日では、土壌の放射能汚染の準備書面を提出しました。
- 3 また、責任論についても、今回国の反論に対する再反論として約200頁にもわたる準備書面を提出しました。責任論についても7月に提出予定の書面により原告の主張は完結する予定です。
- 4 このように、今回の期日と次回の7月の期日は、本件訴訟における重要なターニングポイントとなるものです。

第2 第29回口頭弁論の概要

1 原告

○責任論

準備書面（53）：被告国第18準備書面への反論②

前回の準備書面（52）に続き、予見可能性に関し最大の争点となる2002年「長期評価」の信頼性に関し、これを否定する被告国の主張への反論を行い、その誤りを明らかにするものです。

まず、2002年「長期評価」の意義と信頼性を明らかにするためには、それに先立つ地震・津波に関する知見の発展や、津波推計計算の手法の発展を踏まえ

る必要があります、これらをまず示した上で、2002年「長期評価」の信頼性の検討に進んでいます。

「長期評価」の信頼性に関し、特に重要なのは、日本海溝寄りの北部だけでなく南部のプレート間においても過去に津波地震が発生していること、2002年「長期評価」を策定した海溝型分科会では第一線の専門家による充実した議論を経て、福島沖を含め日本海溝寄りプレート間のどこでも津波地震が起り得るという結論に達した経緯です。

さらに、本書面では、被告国の立証の中心をなすと思われる7人の専門家の意見書の内容を具体的に検討し、それらが2002年「長期評価」の信頼性を否定する根拠とはならないことを示しています。

この準備書面は、前回の準備書面（52）に続き、当方の予見可能性に関する主張の現時点での到達点を示したもので、次回提出予定の準備書面で、当方の主張は完結する予定です（ただし、現在別に進んでいる、東電の刑事事件に関する記録の入手を進めています。この記録が入手された場合には、新たな主張を行う予定です。）。

○損害論

準備書面（54）：居住地域の土壌の深刻な放射能汚染

被告らは、いわき市の除染が十分完了して問題がないかのように主張しますが、それが全くの間違いであることを示すための書面です。

日本には事故前から、放射性物質を取り扱う人の健康と公共安全のため、放射線障害防止法等が存在します。その法令上、4万ベクレル/m²を超えるおそれがあれば、そこは「管理区域」とされて、一般人の立入が制限され、また18歳未満の作業が禁止されています。

事故前は、福島第一・第二原発周辺の土壌でさえ、多くは数百ベクレル以下程度であったものが、事故後の文部科学省のモニタリング調査（平成23年）では、いわき市でも広い範囲で10万ベクレル/m²を超え、それ以外でも3万ベクレルを超えるところが大部分であった。

そのうえ、原告の不安に応じて、原告団は、平成28年9月～12月にかけて原告の自宅等の土壌を測定したところ、そのほとんどで4万ベクレル/m²を超え、10万ベクレル以上の箇所もかなり存在しました。

つまり、いわき市民は、本来一般人の立入を禁止される管理区域と同等の土地で暮らしているのであり、健康リスクに対する不安や精神的苦痛を受け続けているのです。

準備書面（55）等：損害論の総論

いわき市は、阿武隈高地と太平洋に面し、豊かな自然に囲まれた地域です。いわき市民は、そこから豊かな山の恵みと海の恵みの恩恵を受け、自然と共生して

きました。そして、農業や漁業、それと密接に関連した産業、また観光業などのいわき市の産業も、それを土台に発展してきました。

それを、福島第一原発事故は破壊して変容させ、未だ不安定な原発の存在もあり、いわき市民に将来への不安を与えています。

いわき市民は、これまで3つの内容の平穏生活権侵害を受けてきています。まず、事故直後、迫り来る放射能に対する極めて強い「恐怖」を受けました（恐怖の慰謝料）。その後においても、数年間は、事故の放射能により健康被害を被った、または被っているのではないかとという深刻な不安が継続し、現在もなくなっていない（身体権に接続した平穏生活権侵害）。また、風評被害や間接被害により地域力の低下や生活の質の低下が生じています（精神的な人格権としての平穏生活権侵害）。

これらの内容を具体的被害事実に基づき説明するため、被害の各論に関する準備書面を次回期日に提出する予定です。

2 東電

今回は、何も提出していない。

3 国

責任論のうち、特に「長期評価」に関する準備書面と証拠を提出してきた。しかし、この点に関しては、前回期日と今回期日で提出した原告準備書面（52）（53）により十分反論しているところです。

4 第29回口頭弁論の進行

概ね、次の内容で原告及び被告らの更新弁論が行われます。

○原告

・伊東達也原告団長	いわき市の被害の実相	10分
・渡辺淑彦弁護士	損害論総論	20分
・吉田悌一郎弁護士	土壌の放射能汚染	10分
・高橋力弁護士及び 久保木太一弁護士	責任論	30分

○東電 30分

○国 30分

5 次回第30回法廷

2018年7月4日（水）※開始時間は午後2時を予定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

2, 原告の内訳

子ども 1 (本件事故当時, 0 歳から満 18 歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む) (1 次 140 人 / 2 次 78 人 / 3 次 30 人)

子ども 2 (本件事故後に懐胎・誕生した子) (1 次 8 人 / 2 次 6 人 / 3 次 5 人)

妊 婦 (本件事故当時, 妊娠していて分娩前であった人) (1 次 7 人 / 2 次 4 人)

一 般 (1 次 667 人 / 2 次 483 人 / 3 次 146 人)

3. 請求内容

①原告全員

事故後, 被告らが, 福島県いわき市全域において, 空間放射線量が毎時 0.04 マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い, かつ, 福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで, 毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は, 本件事故時点で 18 歳未満の者に対しては毎月 8 万円, それ以外の者に対しては毎月 3 万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金 25 万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金 25 万円 (②の慰謝料と合わせて合計 50 万円)。

なお, これらは全て, 発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以 上